



島根県報

平成30年 1月30日 (火)

第 2,975 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生

(水 産 課) 2

【公 告】

家畜商講習会の開催

(畜 産 課) 2

告 示**島根県告示第38号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

多伎町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公告する。

平成30年 1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習会を開催する指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

平成30年 3月 5日（月）及び 3月 6日（火）

午前 9時から午後 5時まで

3 開催場所

松江市殿町 1番地 島根県庁会議棟第 2会議室

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続**(1) 提出書類**

受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,497円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受講申込書の提出期限

平成30年 2月16日（金）（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根 J Aビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、82円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を同封

すること。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- (2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷
(電話0852-31-3609) にすること。

別記様式

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

(電話番号 — —)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。